

2023年4月14日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

カードローン等における相続発生時の取扱いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、カードローン等商品において、カードローン規定等に定められておりました、期限の利益喪失事由である「相続の開始があったとき」の取扱いを見直し、削除しております。

カードローン等をご契約されているお客さまが亡くなられた場合において、「相続の開始があったとき」のみを理由として、期限の利益を喪失させ、相続人に対して直ちに一括返済を請求することはいたしませんのでお知らせいたします。

なお、別の事由（返済遅延等）により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

【ご参考】

カードローン規定等の期限の利益喪失事由から、「相続の開始があったとき」を削除している主な商品はずぎのとおりです。

- ・いわぎんカードローン<エルパス>
- ・いわぎん特定ローン<一押しプラス>
- ・いわぎんカード型学費ローン<Cam-pass-port>
- ・いわぎん自動融資サービス

また、「相続の開始があったとき」を期限の利益喪失事由とする旨が規定されている、上記以外のカードローン等商品につきましても、同様の取扱いをしておりますので併せてお知らせいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
株式会社岩手銀行 個人ローンサポートセンター 籠目・三浦
電話 019-623-1111